

けんろく 通信

No.025
2017.11

KENROKU REPORT



弁護士法人
兼六法律事務所

〒920-0932 金沢市小將町3番8号

TEL 076-232-0130 FAX 076-232-0129

URL <https://kenroku.net/>



ろくと雲と金沢城

INDEX

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| 02 マッチングサービス | 04 暮らしに役立つまめ知識 |
| 02 民法の改正 | 04 近況報告 |
| 03 自立援助ホーム(シエきらり)の理事に就任しました | 04 編集後記 |
| 03 MROラジオに出演しました | |
| 03 事務所ウェブサイト改訂 | |

マッチングサービス

最近、マッチングビジネスが注目を集めています。Airbnb(民泊)、ウーバー(タクシー)、アキッパ(駐車場)など、ニーズとサービスを結びつける仕組みが拡大しています。アキッパは、個人住宅や企業の駐車場を空き時間に貸し出すものです。事前の予約ができるため、混み合う観光地で駐車場探しをすることなく、確実に駐車することができます。また、駐車場の所有者にとっては、空いている時間帯を有効活用できますし、料金もクレジット決済されて確実に回収できます。この新しい発想に共感し、兼六法律事務所の駐車場を日曜日だけアキッパに貸し出しています。5台分のみですが、いつも予約で満車の状態です。

問題は弁護士の業界です。ニーズがあるのにマッチングができていません。弁護士は敷居が高いと言われ、これまで敷居を低くしようと努力してきましたが、まったく効果が現れないまま今日に至っています。やはり我々弁護士の側から敷居を越えて出て行かねばなりません。出張相談やセミナー開催、ニュースレターやダイレクトメールなど、どんどん弁護士の側から外へ出かけていきたいと考えていますので、皆様のもとに案内が届いた際にコメントを頂けると幸いです。



弁護士
小堀 秀行

民法の改正

今年の春、民法が大きく改正され、施行を待つばかりになっています。ニュースではそこまで大きく報道されているわけではありませんが、実はこの改正により、私たちの生活に大きな変化が及ぶこととなります。

たとえば、交通事故に遭った場合、加害者に対しては損害賠償を請求できます。治療費や慰謝料などのほかに、支払いが遅れた分のお金(遅延損害金)も請求できるのですが、今回の改正により、その金額が少なくなります。逆に、大けがをして今後働けなくなった場合、事故がなければもらえなかった収入(逸失利益)を請求できるのですが、民法の改正で、支払われるお金が多くなることとなります。

また、取引相手などに対して債権があるものの、しばらく取り立てをしていなかったような場合、これまでは10年間は請求することができました。しかし、民法改正で、請求できることを知ってから5年間で時効が完成することになるため、時効が完成してしまい支払ってもらえなくなる可能性が高くなります。

このように、今回の民法改正によって、トラブルをどのように解決できるかが大きく変わります。お困りのことがあれば、まずは気軽にお問い合わせください。



弁護士
森長 大貴

KENROKU NEWS けんろくニュース

NEWS 1 自立援助ホーム(シェきらり)の理事に就任しました

「自立援助ホーム」というものをご存知でしょうか。

「自立援助ホーム」とは、虐待を受けるなどの理由で家に帰れなくなったり、また、児童養護施設などを退所しなければならなくなった子ども達が、社会に出て働き、生活していくための準備をするための場所です。

全国に自立援助ホームは137施設ありますが、石川県には1つもありませんでした。

そこで、弁護士が発起人となって自立援助ホームを運営するNPO法人「シェきらり」を立ち上げ、私も理事に就任しました。

この事業は、国や県からの補助金で運営されるのですが、それだけでは全く足りません。皆様からの寄付をいただくことによって、

何とか運営していくことができます。

この事業には、医師、大学教授、福祉関係者、弁護士などが協力して行っていますが、みんなボランティアです。

私は、幸いにも、両親に恵まれて育つことができましたが、世の中には、虐待を受けて、苦難の子ども時代を過ごさざるを得ない人がいます。そういう人は、両親からの愛情も得られず、経済的な援助を得ることもできません。

しかも、紙面が足りず詳しく説明できないのですが、児童相談所などの公的な対応が及ばない制度の狭間があります。

「シェきらり」は、そのような制度の狭間に陥ってしまう子ども達とつながるために立ち上げられました。

詳しいことは、シェきらりのホームページをご覧ください。

そして、興味を持たれて、「応援してあげよう」と思われた方は、ぜひ、ご支援をお願いします。連絡先等は「シェきらり」のホームページをご覧ください。

きらりちゃん



弁護士 森岡 真一

NEWS 2 MROラジオに出演しました

去る9月6日、ラジオ番組に出演しました。

出演したのは、MROラジオの「おいねどいね」という番組の「ネタのタネ」というコーナーです。

このコーナーでは、毎月1回、金沢弁護士会所属の弁護士が交代で出演して、イベントの告知等を行っています。

今回は、高齢者や障がい者の方を対象とした法律相談会を告知してほしいということで

依頼がきまして、出演することになりました。

内容は、高齢者が消費者被害に遭ったという相談に対して、事例に関連する法律に触れながら回答する、というものでした。

最初は緊張しましたが、アナウンサーの方が話しやすい雰囲気を作って下さり、楽しく話をすることができました。

今後も色々なことに挑戦していきたいと思っています。



弁護士 臼井 元規

NEWS 3 事務所ウェブサイト改訂

今年の夏、事務所のホームページが大幅にリニューアルしました。変更点はたくさんあるのですが、一番大きく変わったのは「弁護士等の紹介ページ」です。これまでは略歴だけだったのですが、今回から、弁護士の生い立ちや弁護士になった動機、失敗談、目指すべき弁護士像など、より弁護士の「リアルな人間像」にスポットを当てた内容になっております。相談に来られるお客様の

ほとんどは「弁護士はどんな人かよく分からん」と不安に感じておられると思いますので、事前にこのページをご覧頂いて、弁護士の人間性の一端を知って頂き、弁護士を選ばれる際の参考の一つにして頂ければ幸いです。

お気軽にご覧ください

兼六法律事務所

検索



事務局 日高 功志

暮らしに役立つまめ知識 第23回

容疑者って何？

ろく美: ニュースを見ていたら、「容疑者が逮捕されました」って聞くとあるけど、容疑者って、どういうことかな。

けん爺: ろく美も、ニュースを見ることがあるんじゃない。感心なことじゃ。

ろく美: パカにしないでよね。私だってニュースくらい見るわよ。

けん爺: すまん、すまん。どういう時に、容疑者という言葉が聞かぬ。

ろく美: 何か悪いことをした人、犯罪に関するニュースでかな。

けん爺: そうじゃな。ところで、実は、「容疑者」というのは法律用語ではないのじゃよ。法律では「被疑者」というのが正確じゃ。

ろく美: 知らなかったわ。被疑者って、あんまり聞いたことがないわね。

けん爺: **被疑者とは、捜査機関から犯罪をしていると疑いをかけられている人、**という意味じゃよ。

ろく美: え? 容疑者って、悪いことをした人ってということじゃないの?

けん爺: いやいや、そういうことではないぞ。

ろく美: でも、悪いことをしたから、逮捕されたんじゃないの?

けん爺: **逮捕されたからといって、その人が犯罪を犯したと決まった訳ではない。**

ろく美: えー、でも、悪いことしたから逮捕されたんでしょ。悪いことしなかったら、逮捕されないでしょ。

けん爺: 逮捕されただけでは、犯罪を犯したと決まった訳ではない。あくまで、警察などの捜査機関が犯罪を犯した疑いがあるとして捜査し、逮捕の手続きをしたということじゃ。**逮捕されるのは、犯罪を犯したと疑われている人について、証拠を隠滅したり、逃亡したりするおそれがあると裁判官が判断した場合であって、犯罪を犯したと断定されているわけではないのじゃよ。**

ろく美: ふーん。

けん爺: **実際に、逮捕されても、その後、何の刑罰も受けないで釈放されることはよくあることじゃよ。**

ろく美: そうなんだ!

けん爺: だから、「逮捕された」というニュースを聞いただけで、その人を犯人と決めつけてはならんじゃ。

ろく美: そうだったんだね。確かに、「被疑者」といったら、「疑いを被っている人」ってことだもんね。でも、どうして、被疑者のことを「容疑者」って言うのかな。

けん爺: 容疑者というのは、マスコミで使われる言葉じゃ。ニュースで聞いたときに、「被疑者(ひぎしゃ)」と「被害者(ひがいしゃ)」がよく似ていて、聞き間違えるおそれがあるから、マスコミで容疑者と言うようになったと言われてるぞ。

ろく美: へー、いろいろと気をつけているんだね。



近況報告

今年は節目の年でもあるので、何かに挑戦してみようと、金沢マラソン2017に応募しました。

今回の抽選確率2.45倍、届いたメールを複雑な気持ちの中で確認、なんと当選!?. さらに迷いながらも、参加料を送金してしまいました…。



事務局 藤森 雅彦

ここまできたら、もうやるしかない!と、シューズやウエアを購入し、インターネット上のマラソンに関する動画やホームページを参考に練習(走り込み)を開始、しかし、しばらくしてから、足の痛みで、思うように練習ができないうまま、本番に突入。

当日は、台風の影響で、あいにくの天気、途中からは激しく雨が降り、20キロ過ぎからは、ただただ足の痛みを我慢しながら走っていました。

走ること5時間と30分、無事完走することができました。

そして、聞いていたとおり、3日ほどは足の痛みで普通に歩くことができず、第2の戦いとなりました。

今回は見事成功したので、次なる挑戦に備え、日々身体を鍛えるぞ!



編集後記

今号から紙面のデザインを一新することになりました。

スマートフォンを通じてたくさんの情報を得られる時代ですが、これからも「紙媒体ならでは」といえるような、味のある内容をお届けできるよう努めたいと思います。(小山内)